

育児・介護と仕事の両立支援制度



三協開発株式会社では、従業員が仕事と家庭を両立できるよう、以下の制度を整備しています。

1. 育児休業

- 子が1歳(最長2歳)まで取得可能
- 男女問わず取得可能
- 取得前に個別面談を実施し、引継ぎ・代替対応を調整

2. 介護休業

- 家族の介護が必要な場合、通算93日まで取得可能

3. 育児短時間勤務

- 小学校就学前まで、所定労働時間を短縮して勤務可能
- 勤務時間帯の調整にも対応

4. 子の看護休暇

- 小学校就学前の子1人につき年5日(2人以上は年10日)取得可能
- 半日・時間単位での取得も可

5. 時間外労働・深夜業の制限

- 3歳未満の子を養育する従業員は、時間外労働・深夜業の免除申出が可能
- 妊娠中・出産後1年以内の従業員は、時間外・休日・深夜業の制限あり

6. 両立支援の運用方針

- 対象者が発生した場合、必ず制度説明と取得意向確認(個別面談)を実施
- 引継ぎ計画、代替要員(応援・外注・工程調整)を事前に確定
- 制度内容は毎年1回、全従業員へ再周知を実施

【問い合わせ先】

推進担当：石田直史

TEL：072-687-3733